

2025 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 豊田合成株式会社
代 表 者 名 取締役社長 齋藤 克巳
(コード番号 7282 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経営企画部部長 山本 秀俊
(T E L. 052-400-5105)

芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの 買付条件等の変更に関するお知らせ

豊田合成株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、芦森工業株式会社（証券コード：3526、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、同年 8 月 12 日より本公開買付けを実施しておりますが、本日、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 2025 年 10 月 16 日まで延長し、公開買付期間を 45 営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、公開買付者が 2025 年 8 月 8 日付で公表いたしました「芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 8 月 12 日付で公表いたしました「（訂正）芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 8 日付で公表いたしました「（訂正）芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」による変更を含みます。）の内容を下記のとおり一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

（変更前）

<前略>

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（変更後）

<前略>

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利

害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025 年 8 月 12 日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 9 月 24 日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2025 年 10 月 16 日まで延長し、公開買付期間を合計 45 営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、4,140 円という本公開買付価格（「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はいたしません。

- (3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図しております。

(変更後)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 45 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図しております。

- (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

(変更前)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 12 月初旬を予定しています。公開買付者

は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

＜後略＞

(変更後)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年12月下旬を予定しています。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

＜後略＞

2. 買付け等の概要

(3) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2025年8月12日（火曜日）から2025年9月24日（水曜日）まで（30営業日）

(変更後)

2025年8月12日（火曜日）から2025年10月16日（木曜日）まで（45営業日）

(9) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2025年9月30日（火曜日）

(変更後)

2025年10月22日（水曜日）

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主及び新株予約権者ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者及び対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。